

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社シンクアクト

②施設・事業所情報

名称：マーマこととも保育園もりやま	種別：保育所	
代表者氏名： 稲岡 千絵	定員（利用人数）： 60名	
所在地：名古屋市守山区瀬古東3丁目2013番地		
TEL： 052-796-0081		
ホームページ：http://cototomo.com		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 H27年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： オフィス・パレット株式会社		
職員数	常勤職員： 12名	非常勤職員 6名
専門職員	（施設長） 1名	（調理員） 2名
	（保育士） 14名	（保育補助） 1名
施設・設備の概要	（保育室） 6室	（設備等） トイレ・シャワー室
	（調理室） 1室	医務室（多目的室）
	（事務室） 1室	調乳室 等

③理念・基本方針

- （理念） 児童福祉施設として子どもの最善の利益を考慮しその利益を増進する。
 （方針） 安全で安心できる環境の中で安定した生活と豊かな経験を通じて一人一人の生きる力を育む。
- 一人ひとりの個性を尊重し、心と身体の健やかな育ちを支える。
 - 人との関わりを大切に、社会性と自律を育む。
 - 家庭と連携して子どもの成長をともに見守り、地域の子育てを支援する。

④施設・事業所の特徴的な取組

○見る力<観る力> ○聞く力<聴く力> ○感じる力 ○考える力 ○話す力
 ○行動する力 ○やりとげる力
 この『7つの力』を育むことが、子どもの「生きる力」になる。

保育の中で大事にしたいキーワードは『つながる』
 子ども達の思いや発想からつながる活動。そこに保育士の思いもつなげて、今日を明日へ
 明日をまた次の日にと 積み重ねていく毎日が子ども達の生きる力となり、子ども達の未来へ
 つながると信じて・・・こととも保育園の職員は全力で子ども達の育ちを支える。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年7月1日（契約日）～ 平成30年10月26日（評価決定日） 【平成30年9月18日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	0回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

【積極的な情報提供】

守山区の子育て広場や、未就園児向けの「もりっこ」で園を紹介するパンフレットを設置、配布している。また、ウェブサイトも次年度に向けた入園見学会の情報をわかりやすく掲載するなど、広く情報を提供している。パンフレットやウェブサイトは、全体的に優しい色づかいで、園全体をイラスト化したり、かわいらしい絵を使用するなど、園のイメージが膨らむよう工夫されており、積極的な情報提供に努めている。

【利用者満足の上への取組】

行事後の保護者アンケートが実施され、保護者懇談会や保育参観の際にも意見や要望を聞く機会が多く設けられている。第三者評価のアンケートでも意見が言いやすい、話しやすいなどの意見も多く聞かれ、調査時にも、送迎時のコミュニケーションにも努めている様子が窺えた。出てきた意見や要望については会議等で分析・検討され、改善した内容は内容に応じて保護者にも園だより等で周知される仕組みがあり、日々利用者満足の上への取組に努めている。

【園長のリーダーシップ】

園長は日々保育現場に出向き、職員の指導にあたっている。また、一人ひとりの子どもの想いを丁寧に受け止める保育を目指しており、年齢で分けることなく一人ひとりの発達に合わせた援助が実施されている。「7つの力」を育むことを目指しており、子どもたちの学びは遊びの中にあるという考えから、大人から与えられる活動ではなく、子どもたちの現在の興味や関心からつながる活動を選び、「やりたい!」「できるようになりたい!」につなげ、次は「もっとやりたい!」「今度はこうしてみたい!」につながる保育を園長が率先して行っている。また、職員の希望や要望に応えようと努力している様子が窺え、保育所全体の質の上への取組リーダーシップを発揮している。

◇改善を求められる点

【事業計画の策定】

中・長期的なビジョンを明確にした計画や中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されていない。目標（ビジョン）→中・長期計画→単年度計画が連動し、具体化されていくことが望ましいため、必要な人材確保や育成計画、地域との関わり等も事業計画に盛り込まれるとなお良い。また、職員が参画のもと、策定した計画の実施状況を評価・見直しする仕組みを作ることに期待したい。

【地域との関わりと地域貢献】

保育園として、保育園の特性や専門性を生かし地域と関わり還元したいと考えているが、設備や人員等の事情から実現ができていない。地域の高齢者と交流を図ったり、ボランティア等の受入れなど、今後積極的に取組を検討されていることから、実現に期待したい。

【標準的な実施方法の文書化】

標準的な実施方法は、職員誰もがやらなければならない基本のものであり、保育の質を一定の水準に保つために必要とされているため、文書化が望まれる。文書化された後、それに基づいて保育が提供されているかを確認し、PDCAサイクルを意識した定期的な見直しや検証する仕組みを整備されることに期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今年度初めて第三者評価を受けました。日々、子ども達のためにより良い保育をと職員一同努力してまいりましたが、今回の第三者評価によって法人として事業計画やその他文書の作成等、知らなかった事がたくさんあることに気づかされました。それと同時に、職員が努力してきた部分を評価していただいたことを嬉しくも思いました。これを機会に計画の策定を急ぐとともに、子ども達のために更なる努力を続けていきたいと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a	ⓑ・c
<p><コメント>理念・保育方針はウェブサイトや入園のしおりにわかりやすく明記され、入園時や見学説明会、保護者会で丁寧に保護者に伝えられており、保護者へのアンケートでも98%の保護者から時間をかけて丁寧に説明があったと回答があった。職員に対しては年度初めの職員会議等で周知をしているが、パート職員には周知徹底されていない。パート職員への周知方法の検討や、保育所の玄関の壁面への提示などの取組が望まれる。</p>			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a	ⓑ・c
<p><コメント>園の経営は法人本部が主体となるが、園長は園長会や主任保育士会に参加して、地域の各種福祉計画や子どもの数、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集し、地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握している。今後は、把握したデータを分析し明文化したものを法人本部に提案したり、職員に周知するなどの取組に期待したい。</p>			
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a	ⓑ・c
<p><コメント>施設の整備、人材育成、職員体制、地域交流等の課題や取組について考えられているが、すべて園長の頭の中であり明文化されていない。今後は、課題の一覧表を作成し、優先順位や対応時期を検討し、改善に向けた取組を進めていくことが望まれる。</p>			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a	b・Ⓒ
<p><コメント>中・長期的なビジョンを明確にした計画は策定されていない。中・長期事業計画は理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものであることから、現在、明確となっている課題に対し優先順位をつけ、3年、5年等のスパンで、目標（到達点）を設定し、「目標（ビジョン）→中・長期計画→単年度計画」が連動し、具体化されていくことが望まれる。また、同時に中・長期の収支計画の策定も望まれる。</p>			
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a	b・Ⓒ
<p><コメント>中・長期計画が策定されていないため、中・長期計画に基づいた単年度の計画とはなっていない。</p>			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a	b・Ⓒ
<p><コメント>現在、事業計画は策定されていない。今後は、事業計画を策定し、実施状況を職員会議等で周知し、職員が理解した上で、評価や見直しが行われることが望まれる。</p>			

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a · b · ㉔
<p><コメント>年間の行事計画は、事前説明会や入園・進級説明の際に保護者に説明され、園だより、クラスだより等で伝えられている。しかし、事業計画は策定されていない。今後は、事業計画を策定し保護者等へ周知理解を促す取組に期待したい。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a · ㉕ · c
<p><コメント>自己評価を毎年実施しているが、C(評価)までは行われているが、A(見直し)までは至っておらず、組織的なPDCAサイクルにもとづく取組にはなっていない。今回初めて、質の向上に向けた取組として第三者評価を受審したが、今後は、自己評価や第三者評価の結果を分析・検討する仕組みを整備するなど、組織的にPDCAサイクルにもとづく取組が実施できる体制に期待したい。</p>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a · ㉕ · c
<p><コメント>年間の行事については、実施後に反省会を行い改善・検討が行われている。しかし、実施した自己評価等に基づいたものとは言えない。今回、初めて第三者評価を受審し多くの課題と改善の気づきを得たとのことで、今後は、園として改善すべき課題を明確にし、職員も参画のもと職員会議などで改善策や改善計画を策定し、計画的に取組むことを期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · ㉕ · c
<p><コメント>園長としての役割・責任を職務分担表において明らかにし、会議等で、自らの役割と責任を表明している。しかし、有事における園長の役割と責任は、危機管理マニュアルに明記されているものの掲示はされていない。職員への周知をより積極的に行う事を検討されたい。</p>		
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · ㉕ · c
<p><コメント>園長は市や区の法令・指針に関する研修・セミナーに積極的に参加し理解に努めている。研修・セミナーの内容は、必要に応じて職員会議等で職員に周知されている。安全管理マニュアル、個人情報管理マニュアル等は整備されているが、社会福祉関連法令、消費者保護関連法令、労働関連法令等といった関連法令をリスト化し、職員に周知し、遵守するための具体的な取組の実施を検討されたい。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · ㉕ · c
<p><コメント>園長は日頃から保育に関わっており、保育現場の課題を把握し、職員の保育の姿勢を確認し、言葉がけを行うなど保育の質の向上を図っている。研修会で得た知識や情報、スキルなどを実践の中で具体的に示したり、年間指導計画、保育日誌などを絶えずチェックし、保育の質の向上に努めている。しかし、事業計画が策定されていないため、保育の質の向上に向けてどのくらい達成できているのか確認する仕組みがない。事業計画を策定した上で保育の質の向上に向けて取り組むとなお良い。</p>		

Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント>園の経営は法人本部が主体であり、法人管理のもとできる範囲内で改善に努めている。園内施設の整備の提案、コスト削減や人員配置等において積極的に取り組んでいる。しかし、事業計画が策定されていないため、改善がどのくらい達成できているのかわかりにくく、職員が同様の意識を持ち取り組む姿勢がやや弱い。職員と一体となって経営や業務の改善に取り組むとなお良い。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント>名古屋市の規程により、適切に人員配置がなされている。就職フェアに参加し採用につながるなど効果的な人材確保が図られている。しかし、具体的な採用計画や、育成や定着の観点から立てられた計画は策定されていない。今後は、理念や基本方針を実現するための事業計画に、必要な人材確保や育成計画を具体的に盛り込まれることを検討されたい。</p>		
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント>名古屋市の人事基準を利用しており、園独自の人事基準や人事考課マニュアルは策定されていない。就業規程に「期待する職員像等」が明記され、園長は職員の面談で、目標や意向を確認し、年度末の自己評価を基に職員を評価する仕組みがあるが、明確な評価基準がないため、漠然とした評価になっている。今後は、明確な評価基準を策定し、定められた基準に応じた評価がされ、職員が自分の将来像を描けるような総合的な仕組みを作られることに期待したい。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント>園長は、日頃から職員一人ひとりの勤務状況を確認し、時間外労働や有給休暇の取得状況を把握している。また職員との面談から、勤務についての意向や希望を確認し、できるだけ応えるように努めているが、ワーク・ライフ・バランスという点には改善の余地があると感じている。今後、働きやすい職場づくりを目指して、法人本部と協議し、法人全体で取り組むことを検討されたい。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント>園長は年度末の面談で、職員一人ひとりが立てた目標の進捗状況や達成度を確認し、評価やアドバイスを行っている。今後は「期待する職員像」に基づいた目標管理制度やステップアップシートを活用し、定期的な面談による評価とフィードバックが行われるとなお良い。</p>		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ b ・ ③
<p><コメント>年度初めに、名古屋市や民間保育連盟主催の研修計画をもとに研修計画が作成されているが、職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されておらず、計画としては十分とはいえない。職員の教育・研修に関する保育所の基本姿勢を、基本方針や計画として策定し、これにもとづく教育・研修を実施されることに期待したい。</p>		
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント>市や私保連が開催する外部研修の情報を職員に提供し、参加を勧奨している。園長は個々の職員に必要とされる専門技術や専門資格については把握しており、必要な研修であれば参加できるように努めている。職員の負担にならないようシフトを調整し、業務の時間内で参加できる配慮がされ、パート職員も時間内でできるだけ参加している。経験の浅い職員への教育については、OJTの実施方法が課題である。また、外部研修に参加した職員は、研修報告書を作成し会議等で報告をし保育実践に繋げるよう努めているが、すべての職員への周知ができていないとのことで、周知方法についても検討されたい。</p>		

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント>実習生の受入れを行い、保育士の育成に積極的に取り組んでいる。実習後は、実習生が成果に対して振り返る機会が設定されている。しかし、園として実習後の成果の振り返りはなく、実習生受入れに関するマニュアルも作成されていない。実習生の受入れは、保育人材の確保・育成、養成校との連携強化、指導保育士の教育・研修等、多くの目的や効果が得られるため、園として受入れ体制を整備していくことを検討されたい。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント>園のウェブサイトは見やすく作成され、理念や保育内容が分かりやすく説明されている。また、守山区が主催の「子育て広場」や未就園児対象の「もりっこ」に参加し、園を紹介するパンフレットを配布している。しかし、ウェブサイトは園の運営に関わる情報がやや少ない。事業計画や事業報告、苦情の公表など、より充実した情報を積極的に発信する取組を検討されたい。</p>		
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント>年1回の法人本部の内部監査、定期的な公認会計士による会計監査が行われている。改善点があれば、その都度改善に向けた取組を行っている。しかし、園の備品の購入等の方法や小口現金の取扱いマニュアルのようなものは作成されていない。園独自の小口現金の取扱いのルールを明確にし、職員に周知されることが望まれる。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント>ハロウィンのイベントでは、子どもたちが近隣の住民を訪問し交流を図っている。また、必要があれば療育センターや病児保育の利用について保護者に情報提供している。しかし、地域との関わり方についての基本的な考え方は明文化されていない。今後は、近隣の老人福祉施設・老人保健施設を訪問したり、地域の老人行事に参加するなど高齢者と交流を図り、社会性を育てる取組を検討されており、実現に期待したい。</p>		
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ b ・ ㉔
<p><コメント>ボランティア受入れについては、受入れは行っているが、受入れに関する基本姿勢が明文化されていない。まずは受入れの目的を明確にし、職員会議等で職員へ周知するとともに、注意事項や疑問点等を検討・確認するなど、具体的に受け入れる体制およびボランティア受入れマニュアルを整備されることを検討されたい。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント>支援の必要な子どもについて保育センターや療育センターと連携が図られ、必要な援助を行えるよう情報交換したり一緒にリハビリを習う機会がある。関係機関・団体の機能や連絡先及び緊急連絡先をまとめたリストが作成され、必要に応じて対応ができるよう職員間での共有が図られている。今後は、区役所民生子ども課、児童相談所、保健所といった関係機関と連携を図った内容を記録し、職員と共有する取組に期待したい。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	保26	a ・ b ・ ㉔
<p><コメント>園長は、保育所の特性や専門性を活かし地域に還元したいと考えているが、設備や人員等の関係で現状実現できていない。今後は、園の存在を地域にPRすると共に、施設開放、育児相談、サークル支援やイベントを行うなど、園の専門性を地域に発信し還元する取組の実現に期待したい。</p>		

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント>守山区保育協会が主催する「子育て広場」に積極的に参加して地域の子育て支援事業に取り組んでいる。地域の福祉ニーズの把握については、守山区の園長会や主任会で把握しているが、それ以外は現状把握する仕組みがない。地域の民生委員や児童委員等から広く情報を収集し地域の福祉ニーズを把握する取組に期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント>子どもの尊重や基本的人権について毎年4月に園内研修を実施し、外部の人権研修にも参加するなど、職員が理解して実践するための取組が行われている。子どもが互いを尊重する心を育てられるよう、異年齢保育やグループ活動を実施している。男らしい色、女らしい色などの色分けをしない性差への配慮もされ、保護者には入園時に丁寧に説明し理解を図るなど、子どもを1番に考え尊重した保育に取り組む様子がヒアリングからも窺え評価できる。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント>子どものプライバシー保護や権利擁護に関する規程が整備され、配慮した保育に努めている。しかし、園内に掲示がなく、保護者への取組の周知がやや弱い。また、職員全員が内容を把握できていないとのことで、理解を促す研修等の実施が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント>玄関に運営規程が設置され、守山区の子育てひろばや、未就園児向けの「もりっこ」でパンフレットを設置、配布している。また、ウェブサイトにて次年度に向けた入園見学会の情報をわかりやすく掲載するなど、広く情報を提供している。見学希望者についても随時対応し、丁寧に説明を行っている。パンフレットやウェブサイトも適宜見直しを実施し、絵を使用したりわかりやすい内容になっていることから取組として高く評価できる。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント>入園時に丁寧にわかりやすく伝えるよう心がけているが、最初にかくさんの情報を伝えてもすべて理解できない場合もあるのではという配慮から、折にふれ伝えるような取組がある。過去には、外国人の保護者のために英語版の入園のしおりを作るなど、わかりやすく説明する工夫がなされている。しかし、特に配慮が必要な保護者への説明についてはルールが無く、その都度の対応になっているため、園としてルール化を検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント>他園に転園した場合は、引継ぎ文書（申し送りシート）を作って送付している。保育所の利用終了後の相談については、園長が中心となり対応している。しかし、利用終了時に子どもや保護者に対し、その後の相談方法や担当者についての説明が口頭のみとなっており、書面等では伝えていない。保育の継続性の確保のためにも、書面等で伝える方法を検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント>大きな行事の後には保護者へアンケートが実施され、意見や要望の聞き取りが行われている。日々の送迎時の会話の他、保護者懇談会や保育参観の際にも意見や要望を聞く機会が設けられている。聞き取りした内容はクラスミーティング等で分析・検討され改善に努めている。改善した内容は保護者へも周知される仕組みがあり、利用者の満足向上のための取組として機能していると評価できる。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 苦情解決の体制として、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員が設置され、整備されている。重要事項説明書でも説明がされている。苦情があった際は、内容に応じて園長が中心となり解決に向けて取り組んでいる様子が記録から窺える。しかし、苦情解決の仕組みを説明した掲示物が掲示されておらず、保護者へのフィードバックや苦情の公表については改善の余地がある。苦情解決や苦情内容への対応を通じてより保育の質の向上を図ることが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 園長は入園時に、直接もしくは意見箱、第三者委員でもある社会福祉協議会など保護者が相談先を選択できるように、文書を配布し説明しており、玄関にも掲示している。保護者のアンケートからも、定期的なアンケートがあり意見を言える機会がある、話しやすいなどの意見も多く聞かれ、園長を中心に相談しやすい環境が整備されていると評価できる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 意見箱を設置したり、行事後にアンケートを実施するなど、保護者の意見の把握を行っている。また相談や意見が言いやすい環境を整えており、相談や意見があれば、プライバシーに配慮した上で職員全体に周知し、迅速な対応を心がけている。しかし、相談や意見があった場合の対応マニュアルが整備されていない。意見や相談をしっかりと受け止め、保育所として組織的かつ迅速に対応するためにもマニュアルの整備を検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> リスクマネジメントに関する責任者は園長であり、マニュアルが作成されている。ヒヤリハットや事故報告書が作成されており、会議で職員に周知し、改善策や再発防止策を検討し実施している。改善策の実施状況や実効性については、定期的に評価や見直しが行われており、組織的にリスクマネジメント体制が機能していると評価できる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 感染症対策について名古屋市の対応マニュアルがあり、冬場の胃腸風邪が流行する前におう吐物の処理について全体会議で研修を行っている。また、感染症が発生した場合は、保護者に発生状況や予防方法、対処法などを玄関に掲示し周知している。しかし、園としてマニュアルの見直しが行われていない。職員の感染症への理解を深めるためにも、マニュアルの定期的な見直しに期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 防災計画が作成され、月1回、地震・水害・火災等の様々な災害を想定して避難訓練が行われている。訪問当日も避難訓練が実施されており、災害時の職員体制や避難先への避難方法やルートを確認を行っている様子が窺えた。備蓄リストを作成し、3年ごとにリストを更新している。しかし、小学校や地域の自治会等との協力や訓練が実施されていないため、今後は、地域と連携した災害時における安全確保の対策を検討されたい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 排泄マニュアルや更衣マニュアルなど作成され、実施時の留意点についての記載はあるが、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関する姿勢がやや弱い。登園の場面や、食事の場面、保護者との連携の場面等の標準的な実施方法を文書化されるとともに、標準化を保育を提供する職員誰もが行わなくてはならない基本としてとらえ、日常的に活用していくことが望まれる。</p>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法についての見直しは、園長を中心に会議等で話し合う機会が設けられている。しかし、具体的な保育の場面についてのマニュアルが不十分であり、PDCAサイクルによって見直しが行われる仕組みがない。保育の質の向上に向け、組織的に検証や見直しをする仕組みを整備されることに期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 指導計画策定の責任者は園長であり、担当保育士が策定している。アセスメントは所定の書式があり入園時にファイルにまとめられ、進級時にも確認がされている。作成した計画の確認は園長が行い、偏ったものにならないよう指導している。指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価は各担当が行い、クラスミーティング等で話し合う機会が設けられており、適切に策定されていると評価できる。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 年間指導計画は年度末、月案・週案は毎月担当が実際の保育の評価や見直しを行い、園長が確認や指導をしている。また、クラスミーティングでも話し合いが行われている。策定した指導計画について、PDCAサイクルを継続して実施しており、評価できる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 保育日誌、週案、月案、個別計画と決められた書式を用いて保育の記録が作成されている。記録の書き方についての研修は特に行われていないが、園長が確認し何かあれば指導する体制がとられている。情報共有は基本的に朝礼で行い、情報共有を目的とした定期的な会議も行なわれている。今後は、情報の分別と確実に情報を伝達され共有できる仕組みを整備されるとなお良い。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 個人情報保護規程が策定されており、園長が責任者となり個人情報やその他記録がを保存・保管している。保護者へは入園時に入園のしおりで説明を行っている。記録の管理方法についての職員への教育は入職時のみとなっており、個人情報保護の観点から継続的に研修・教育等を行うことが望ましい。</p>		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 保育の全体的な計画は、法人の理念、保育の方針や目標に基づき、園独自で作成されている。年度末に計画についての反省や職員の意見を取り入れながら見直しが行われ、次年度の計画に活かしており、適切に作成されている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 園はふんだんに木材を使用しており、家庭的な雰囲気をコンセプトに建てられている。各教室に温湿度計が設置され、子どもの様子を見ながら担任が室温を調整している。家具や遊具の配置も安全面に配慮し、玩具の消毒も定期的に行われている。調理玩具として本物のゴトクを設置するなど創意工夫が見られた。月1回各部屋の安全チェックを担当と他クラスの担当が交互にチェックする体制があり安心して過ごせる環境の整備に力を入れており評価できる。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 園長は日頃から、一人ひとりの子どもの想いを丁寧に受け止めるよう指導している。指導計画にも一人ひとりの子どもを受容するための援助について記載があり、職員は日々の保育を振り返ることができている。園長が率先し職員に指導しており、職員全体に浸透している様子がヒアリングから窺え評価できる。</p>		

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	①・b・c
<p><コメント> 2歳からは一斉保育を行っているが、0・1歳は「ゆるやかな担当制」という独自の体制を敷き、一人ひとりの子どもの発達に合わせて援助を行っている。トイレトレーニングは、本人の気持ちと体の機能が追いつくまで待つというスタンスで急かすことなく、保護者への理解を促すためコミュニケーションを図っている。年齢で分けることなく一人ひとりの発達に合わせた援助として評価できる。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	①・b・c
<p><コメント> 子どもがやりたい気持ちを受け止めることに努めており、発達に応じて玩具を手作りしたり、教材を用意するなど工夫に努めている。今夏、子どもたちからかき氷屋さんをしたいという意見が挙がり、かき氷に見立てて綿の色を染めたり、容器も用意するなど子どもたちが主体的に活動できるよう工夫されていた。また、子どもたちが、手紙を出したいからと言って地域の郵便局に切手を買に行ったり、カレーの具材を市場の八百屋に買い出しに行くなど、地域の大人と関わりや社会体験を得る機会もあり、子どもの主体性を高める取組として評価できる。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	①・b・c
<p><コメント> 床暖房が設置され、家具は隙間や死角がないよう設置されている。0歳児は担当制保育が行われており、子ども一人ひとりとの愛着関係を築くためにスキンシップを心がけている。また、長時間保育の0歳児にもなるべく担任が関わられるようシフトを配慮し丁寧な保育に努めている。子どもの状態については連絡帳に食事・睡眠・排せつ等の記録を記載し、保護者と情報を共有しながら保育が行われており、適切な環境で保育が実践されていると評価できる。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	①・b・c
<p><コメント> 子どものやりたい気持ちを受け止めることに努めている。トイレトレーニングは急かさず、個々の子どもの発達や成長に合わせている。1歳はゆるやかな担当制、2歳は一斉保育が基本だが、幼児クラス移行に向け、それぞれの子どもの発達に合わせて丁寧な保育に努めている。2歳から5歳でグループ分けをして活動する異年齢交流も行なわれ、幼児クラスの生活を知り安心できる、乳児から幼児へつながる保育を実践している。適切な環境で保育内容に配慮されていると評価できる。</p>		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	①・b・c
<p><コメント> 保育園が目指す「7つの力」を育む、「つながる保育」を意識しており興味関心や気づきをもとに経過を大事にする保育を心がけている。3歳児保育に関して、子どもたちの想いにつながった遊びをしようと開園時から取り組んでおり成果が出てきている。4歳と5歳は異年齢保育を行っており、訪問時も遊びを通してふれあいを楽しんでいる様子が見られ、特に10月の運動会から12月に行われる生活発表会は友だちと協力して一つのことをやり遂げる活動となっている。子どもたちの活動については幼保小連絡会で報告され、適切な環境で保育内容が計画され実践されていると評価できる。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	①・b・c
<p><コメント> 知的・発達障がいのある子どもを受入れており、個別の指導計画を策定し、毎日の保育記録を作成している。加配の職員も配置するなど配慮がされている。必要に応じて療育センターに相談をしており、現在療育センターに月2回通う子どもがいる。保護者と職員、療育センターが連携を取りながら支援している様子が窺える。職員は障害のある子どもの保育について知識や情報を得るために外部の研修に参加するなど、適切な支援に努めており評価できる。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	①・b・c
<p><コメント> 長時間保育の子どもが多い。日中の保育内容や家庭状況、心身の状況などに配慮しながら、家庭的な環境で安心して過ごせるよう努めている。異年齢の子どもと一緒に過ごすことが多いため、安全面への配慮、遊びの保障を心がけている。幼児は、元気があればお散歩に行くこともある。保護者からの希望がある場合は18時30分に提供している。子どもの生活リズムに合わせて配慮している様子が窺え、評価できる。</p>		

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	①・b・c
<p><コメント> 保育の全体的な計画に小学校との連携、年間指導計画に就学を見据えた取組が盛り込まれており、それに基づいた保育に努めている。保護者には、生活習慣の自立や生活のリズムの見直しについて説明し、就学への意識を促している。小学校へは職員が参画し作成する保育要録を渡し、幼保小連絡会で情報交換が行われているほか、小学校の見学も行なわれている。子どもや保護者が安心して就学が意識できるよう努めており評価できる。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	①・b・c
<p><コメント> 子どもの健康管理に関するマニュアルや計画が策定されている。子どもの体調悪化やケガの際は、保護者に直接伝え、事後の確認が行われている。送迎時に保護者から子どもの健康情報を収集し、アレルギーの子どもについては朝礼にて情報共有が図られている。乳幼児突然死症候群（SIDS）については隔月で訓練を行い、保護者には啓発ポスターの掲示にて周知を図るなど、子どもの健康管理に関する取組として高く評価できる。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	①・b・c
<p><コメント> 健康と安全の計画が策定され、健康診断（内科健診）は年2回、身体測定は毎月、歯科検診は年1回実施されている。健診結果は保護者に個別に文書を渡し伝えられている。何か問題があれば、医療機関と連携を図り対応している。健診の情報は職員間で共有され、必要に応じて計画に反映させる仕組みがあり評価できる。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	①・b・c
<p><コメント> アレルギー対応マニュアルが策定されている。入園時にアレルギー調査を行っており、医師の診断をもとに保護者の意向も確認しながら対応に努めている。食事提供の際は、食器の色を変える、一番最後に調理員が配膳する、机を別にするなど配慮され、職員が指さし確認や大きな声で言うなど職員同士でWチェックを行い誤食を防ぐための取組が行われている。朝礼でもアレルギーについて情報共有がなされており、園全体としての取組として評価できる。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	①・b・c
<p><コメント> 園として食育計画が策定されている。毎月1回、目の前で鮭を焼いてにおいをかいてもらったり、園庭のプランターで栽培した夏野菜を使った料理や、部屋で栽培したキノコを食べるなど、子どもの食への関心を高める食育活動が行われている。調理員は一人ひとりの子どもの食の状況を把握し、量を調整するなどしており、おかわりもできるようになっている。保護者には給食の写真や連絡帳で給食について伝えたり、誕生日会で一緒に食べてもらうなど、園での食事の様子や保育所での食育の取組を伝え、食を通じて家庭への支援に努めており、充実した取組となっている。</p>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	①・b・c
<p><コメント> 衛生管理マニュアルが整備されている。調理員は常に子どもたちの食べる量や好き嫌いを書類のみならず、昼食時に教室を回って観察するなどして把握しており、献立・調理方法・味付けの工夫に努めている。当日体調がすぐれない子どもがいれば、お粥を出すなど急な食事内容の変更にも柔軟に対応している。七夕にはそうめん、秋にはさんまのかば焼き、クリスマスにはケーキ、ひな祭りにはちらし寿司などを提供し、旬の物や季節感のある献立となるよう工夫がなされており、総じて高く評価できる。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	①・b・c
<p><コメント>子どもの様子は、連絡帳のみならず、クラスボードやドキュメンテーション（当日の行事の風景写真等と職員のコメントが入ったもの）でわかりやすく伝え、登降園時のコミュニケーションでも積極的に伝えるよう努めている。また、懇談会や保育参観だけでなく、夏祭りや誕生日会、運動会や生活発表会など保護者が保育に参加する機会が多く、園と保護者の相互理解を図る場となっており、取組として高く評価できる。</p>		

A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 保護者との個別面談は年に1回実施され、日々の相談は登降園時のコミュニケーションを通じて行われている。その都度相談内容は記録され、必要に応じて職員に周知が図られている。時差出勤により担任が保護者と会えない日もあるため、会える時はより丁寧な対応を心がけている。しかし、相談を受けた保育士に対して助言する体制はあるが、保育士がうまく活用できているかどうかわからないとの意見があったため、改善を検討されたい。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 登園時に視診を行い、虐待等権利侵害の早期発見に努めており、気になることがあれば職員間で情報共有が図られている。また、権利侵害が疑われる場合は、園長に報告され、園長が中心となって対応していく体制となっている。しかし、権利侵害を発見した場合の対応等のマニュアルが作成されておらず、職員への研修も園としては行われていない。子どもの権利侵害に対する積極的な取組に期待したい。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント>日々の保育実践については、毎月月末に職員ミーティングで評価と反省を行い、互いに学び合いながら次の実践に活かしている。個々の保育士が行う自己評価は毎年度末に行われ、保育の計画や保育の記録を通して自らの保育実践を振り返る機会となっている。自己評価の後は、園長が面談をし、次への課題ややる気を引き出している。園長は保育士の自己評価から保育所全体の自己評価を作成しており、組織的・継続的に保育の質の向上に向けた取組ができていると評価できる。</p>		